

キラキラ WEB 教室@home

肢体不自由等のある幼児とその保護者を対象とした教室です。

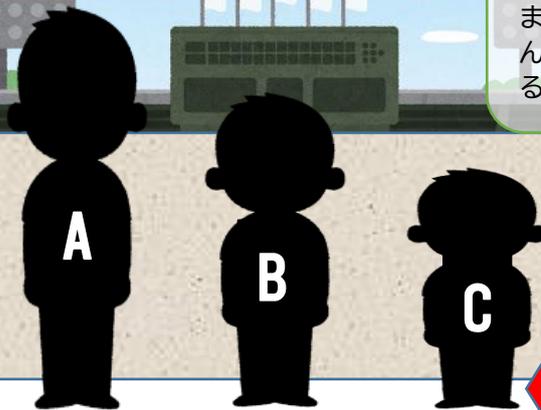
第9回 「合理的配慮」って？

「合理的配慮」という言葉を聞いたことはありますか？

「合理的配慮」とは、障がいのあるお子さんが学校で学んだり、社会で生活したりする上で、大変重要な言葉です。チェックしてみましょう。

合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を共有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）と定義されています。

例えば、身長差のある3人がスポーツ観戦するとして、背の高いAさんは塀の上から見えますが、BさんやCさんはこのままでは見えません。



でも踏み台に登れば、BさんもCさんも見ることができます。こんな踏み台なら、Bさんは1つ、Cさんには2つあるとよいでしょうか。

このように、一人一人の状況に応じて提供されるのが**合理的配慮**です。

「合理的配慮」については、市町村の教育委員会や学校と具体的に話し合っ
て決めます（これを「合意形成」と言います）。

話し合いでは3つの観点について、どのような配慮が必要か話し合います。

「合理的配慮」の3観点

観点①教育内容・方法

- ・ 学習内容に関する配慮、変更、調整について
- ・ 教材、心理面・健康面、学習機会や体験の確保等、学習方法について

観点②支援体制

- ・ 専門性のある支援体制や、周囲の理解を得るための配慮、災害時の体制について

観点③施設・設備

- ・ 学校生活において、災害時も含め、必要な設備について

地域支援
センター



相談専用携帯 080-7307-7175

第9回担当：郡山支援学校 教育支援部

（令和4年 4月掲載）

こちらからバックナンバーもご覧いただけます

